



令和4年度子育て世帯生活支援特別 給付金支給のご案内

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金を申請不要で受け取れます！

1. 支給対象者

- ①②の両方に当てはまる方
 - ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者
 - ②令和4年度住民税（均等割）が非課税

2. 支給対象児童

- 2004年（平成16年）4月2日から2022年（令和4年）3月31日生まれの児童（障害児は2002年（平成14年）4月2日生まれ以降）

3. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

4. 給付金の支給手続き

- **令和4年6月24日（金）**に、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※給付金の支給を希望しない場合、隠岐の島町役場ホームページに掲載の「受給拒否届出書」を**令和4年6月20日（月）までに**隠岐の島町までご提出願います。
- ※児童手当等の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、**令和4年6月20日（月）までに**、隠岐の島町役場までお申し出ください。振込指定口座を変更するなどの手続きをしていただきます。
- ※給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。（遅れて確定申告を行った結果、住民税課税になった場合、1人の児童について二重に受給した場合など）

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

- 隠岐の島町役場 保健福祉課（児童福祉係）
「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」窓口

08512-2-8577

（受付時間：平日8:30～17:00）